

[事案 2021-120] 特約年金支払請求

・令和4年1月13日 裁定終了

<事案の概要>

約款上の支払事由に該当しないことを理由に、年金が支払われなかったことを不服として、年金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

精神疾患により入院したため、令和2年4月に契約した収入保障保険の精神疾患保障特約にもとづき年金を請求したところ、約款に定める「精神疾患の治療を直接の目的とする入院」に該当しないとして支払われなかった。しかし、以下等の理由により、年金を支払ってほしい。

- (1)入院中は、精神科の治療、薬物、食事、運動などの精神療法を受けた。
- (2)食欲不振、体重減少などの症状により入院し、入院当日の食事は少量であった。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)主治医は、「精神科に類する治療は行っていない。」と回答している。運動療法は実施しているが、主治医が指示したものではない。
- (2)食事は入院当日から完食できており、栄養状態に問題はなかった。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、入院時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、精神疾患の治療を直接の目的とする入院であるとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。